本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として本路線及び一般国道50号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、前橋市の中心市街地を通過していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、前橋市三河町二丁目地内で40,393台／日であり、混雑度は1.45となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することで、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である群馬県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、昭和63年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質については環境基準を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年３月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、ギバチ、アカザ等が確認されている。オオタカについては、営巣地が計画路線から離れており、高利用域は改変されないことから影響は小さいとされている。ホトケドジョウ、スナヤツメ、ギバチ及びアカザについては、周辺には生息環境が広く存することから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が48箇所存在するが、このうち36箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る12箇所についても群馬県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づく４車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成元年２月３日に都市計画決定された都市計画と、一部の交差点形状を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、前橋市長を会長とする関東国道協会群馬県地区協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　群馬県前橋市役所

○国土交通省告示第千三百四号

宅地建物取引業法施行規則（昭和二十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社週刊住宅新聞社から登録実務講習実施機関の住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の二十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十四日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録実務講習実施機関の住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都新宿区高田馬場一丁目二十八番十号　三慶ビル四階
変更後	東京都新宿区新宿一丁目九番四号　中公ビル

二　変更する年月日　平成二十四年十月十五日

○国土交通省告示第千三百五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十四日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5134号	電子海図情報表示装置	ＥＣ―8000	東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田二丁目16番46号

○国土交通省告示第千三百六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十四日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5138号	ＶＨＦ用デジタル選択呼出装置（その他のもの）及びＶＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＦＭ―8900Ｓ	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号